

事 務 連 絡
令和3年10月29日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局旅客課長

新型コロナウイルス禍におけるタクシーの相乗りの実施にあたって

今般、タクシーの相乗りの運用ルールを策定したところですが、新型コロナウイルス禍におけるタクシーの相乗りの実施にあたっては、十分な感染防止対策を講じることが必要であり、当面の間、下記のとおり対応することを条件とする。

なお、本取り扱いについては、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長、一般社団法人全国個人タクシー協会会長及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

記

相乗り運送を行う一般乗用旅客自動車運送事業者は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底するため、感染防止シートの設置、換気・消毒の徹底、旅客同士の距離の確保など感染防止に資する座席指定、利用者に対するマスク着用の丁寧なお願いなど、必要な取組を行うこと。

事 務 連 絡

令和3年10月29日

一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿

一般社団法人全国個人タクシー協会会長 殿

一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長 殿

自動車局旅客課長

新型コロナウイルス禍におけるタクシーの相乗りの実施にあたって

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あてに通知したので、その旨了知されるとともに、傘下会員に対して周知を図られたい。